

東京都エコ農産物認証マーク使用細則

制定 平成25年 6 月28日25産労農安第371号
一部改正 平成30年 7 月17日30産労農安第422号

第1 目 的

この細則は、東京都エコ農産物認証要綱（平成25年 4 月 1 日付25産労農安第 1 号。以下、「要綱」という。）第 7 の規定に基づき知事の認証を受けた生産者が、東京都エコ農産物認証マーク（以下、「認証マーク」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めた東京都エコ農産物認証マーク使用規程（平成25年 6 月24日付25産労農安第321号。以下、「使用規程」という。）を補完するために必要な事項を定める。

第2 使用規程第2について

- 1 認証マークは認証農産物に使用することができる。ただし他の農産物と一緒に販売している場合には、売り場にあるすべての農産物が認証を受けている等の誤解を与えないよう、分離するなど十分に注意して使用しなければならない。
- 2 認証マークは認証農産物のみを使用することとし、認証農産物の加工品には使用できない。ただし、精米、茶、椿油等、通常の販売形態が農産物の加工品であり、認証農産物以外の原材料を加えないものについては、認証マークを使用することができる。

第3 使用規程第3について

認証マークは、認証生産者やその関係団体が同じ物を使用することにより効果を発揮するため以下の使用方法を守ることとする。

- (1) 認証マークは色（ただし、単色で印刷する場合に限る。）と大きさ以外は改変せずに使用すること。認証マークの図像は、都から印刷またはデジタルファイルの形で配布する。
- (2) 認証マークの基本的な使用色は3色だが、結束テープや出荷袋、ダンボール箱等に印刷する場合は、単色での利用も認める。ただし、認証マークの使用色は、白色又は黒色又は緑色を使用すること。その他の色の使用に当たっては、別途、都と協議すること。
- (3) 認証マークの図像の一部だけを印刷して使うなどは出来ないこととする。
- (4) 単色で印刷して利用する場合であっても、下地の使用色が似ているなど、認証マークが見えにくくなるような表示はしないこと。
- (5) 文字が読めないなど、極端に小さく印刷して使用しないこと。

(6) 印刷面の背景に細かい文章や模様があるなど、視認性を損なう条件での使用はしないこと。

(7) 認証マークと一体であるかのように見える記号や装飾柄等を認証マークに隣接して使用しないこと。

第4 使用規程第4について

1 第4の1の(1)から(3)に規定する内容をまとめたものを、別表1に示す。いずれの場合も、消費者からの問い合わせなどがあつた場合、表示の内容から認証生産者を特定できなければならない。

2 第4の2にある「制度の説明のため、都のホームページへのアクセスの手段」とは、当該ホームページの検索を促す表示のことを示す。



3 認証マークに隣接して表記する場合の書体は、認証マークと同じフォント「メイリオ」(ボールド(太字))を使用すること。

第5 使用規程第5について

第5の削減割合の表示は、意味が同じと思われても条文中に示した表記以外は使用しないこと。

また「東京エコ」の呼称のみを使用することはできない。削減割合の表示の場合以外には、必ず「東京都エコ農産物」と表記すること。

第6 使用例

使用例を別表2に示す。

第7 使用色規程

1 3色使用



		プロセスカラー	特色
GREEN 1		C 100% M 45% Y 100% K 30%	DIC 378
GREEN 2		C 85% M 10% Y 100% K 10%	DIC 2560
ORANGE		M 75% Y 100%	DIC 119

2 単色使用（緑色での使用例）



附則

本細則は、平成25年6月28日から施行する。

本改正は、平成30年7月17日から施行する。

別表1

出荷及び販売の形態別 認証マークの使用の方法(例)

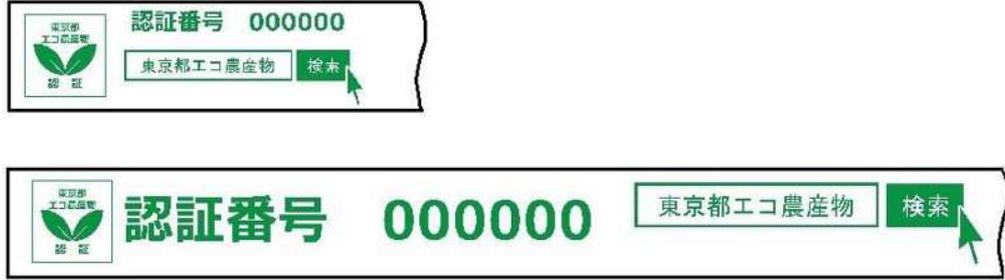
認証マーク使用 規程第4の項	想定する出荷及び販売の形態	認証番号や認証生産者氏名等の表示の方法	備 考
第4の(1)	一般的な出荷 (市場出荷等)	以下のいずれかによる。 ① 認証番号 ② 認証生産者氏名と住所 ③ (認証生産者個人の)電話番号 ④ 団体申請した場合の団体名と(団体固有の)生産者番号 ⑤ 団体申請した場合の団体名と認証生産者氏名	
第4の(2)	共同直売所等 (農協の部会の構成員が出荷しているなど、出荷者が限定されている場合。)	以下のいずれかによる。 ① 認証番号 ② 認証生産者氏名 ③ (直売所固有の)生産者番号	共同直売所等に問い合わせた場合に、認証生産者が特定できる事が必要。
第4の(3)	個人直売所 (庭先販売など認証生産者が自明である場合。)	認証番号の表示は省略可能。	他者の生産した認証農産物を同一の場所で併せて販売する場合は、第4の(1)または(2)に準じて表示する。

(注) いずれの場合も、認証農産物の包装に付された表示の内容等により認証生産者が特定できることを原則とする。

東京都エコ農産物認証マーク使用例

使用の一般原則

- 1 認証マークを使用する場合、「認証マーク」とともに必ず「認証番号」及び「都のホームページへのアクセスの手段」を隣接して表示する。
- 2 削減割合の表示を行う場合も、上記と同様に必ず「認証番号」及び「都のホームページへのアクセスの手段」を隣接して表示する。

<p>一般的な使用例（3色）</p>	<p>一般的な表示の場合（横長）</p> 	<p>（縦長）</p> 
<p>一般的な使用例（単色）</p>	<p>一般的な表示の場合（横長）単色</p>  <p>注：色は白色、黒色、緑色等を使用してください。</p>	<p>（縦長）単色</p> 
<p>結束テープなどの場合</p>	<p>（単色の場合）</p> 	
<p>認証番号を省略する場合</p>	<p>認証番号を省略して表示する場合の例</p>  <p>JA〇〇野菜直売部会 東京 太郎</p> <p>注：認証生産者を特定できる事項の記載は、マークを使用した同一包装に表示され、視認が困難でないこと。認証生産者を特定できる事項の文字の大きさや、書体、文字色などは任意とする。認証番号を記載しない場合には、必ず団体での申請を行っていること。（使用規程第4 1(2)）</p>	

削減割合も併せて表示する例

(横長)



東京エコ50

(化学合成農薬・化学肥料50%以上削減)

認証番号 000000

東京都エコ農産物

検索

(結束テープなどの場合)



注:

- 1 認証番号と「東京都エコ農産物 検索」の表示の大きさは、それぞれの表示文字の大きさが、認証マーク内の「認証」の文字と概ね同じ大きさになるものを標準とする。
また、相互に隣接して配置するようにし、別の図像や文字等を挟んだり、認証マークとの間に大きく間を空けるなどしない。
- 2 認証マークとのその他の表示との位置関係は表に示したとおり右又は下部に配置するのを基本とする。
ただし、結束テープなどサイズに制限がある場合はこの限りではない。この場合も、必要な事項は隣接して配置するものとする。
- 3 認証番号を表示する場合には、使用する書体は認証マークの書体に合わせた「メイリオ」(太字・ボールド)を使用する。また、削減割合の表示文字についても同様とする。